

令和5年度

第1回新見市地域包括支援センター運営協議会

資料

令和5年7月7日(金)

新見市地域包括支援センター

令和4年度 新見市の高齢者の状況・地域包括支援センター運営実績 資料1
(頁1～14)

令和5年度 新見市地域包括支援センター運営方針(案) 資料2
(頁15)

令和5年度 新見市地域包括支援センター事業計画(案) 資料3
(頁16～17)

令和5年度 介護予防プラン作成業務委託事業所 資料4
(頁18)

認知症初期集中支援推進事業 資料5
(頁19～22)

地域密着型サービスについて 資料6
(頁23)

令和 4 年度 新見市の高齢者の状況・地域包括支援センター運営状況

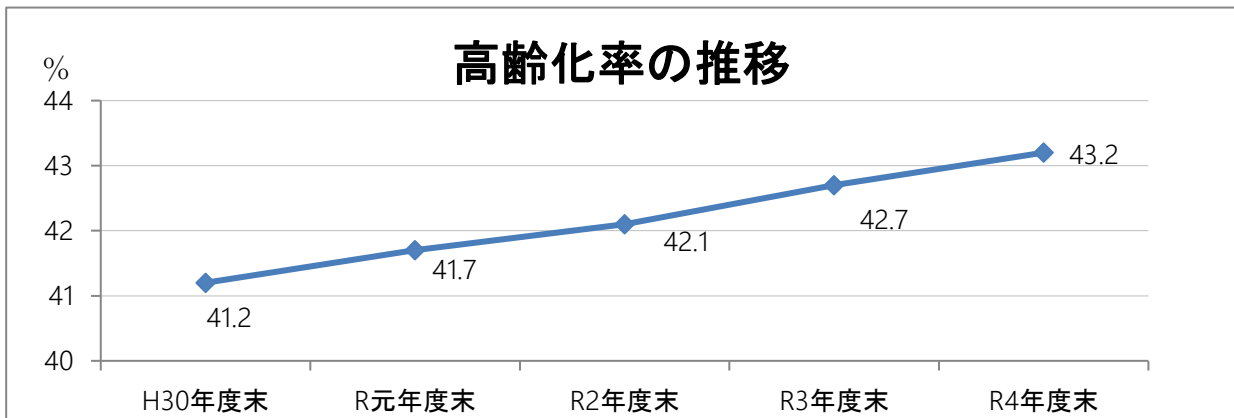
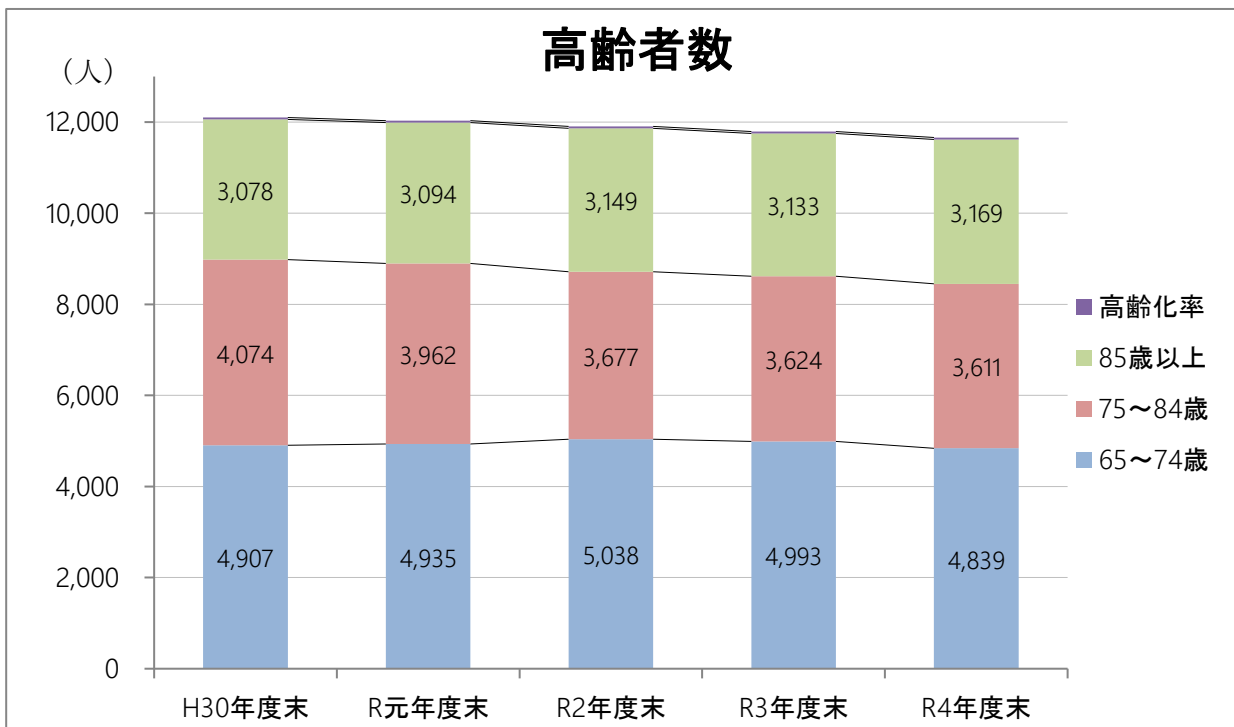
1 新見市の高齢者の状況

(1) 高齢者数、高齢化率の推移

人口（外国人含む）

（単位：人、％）

	人口	増減	世帯数	65歳未満	65歳以上			高齢化率	
					65～74	75～84	85以上		
平成30年度末	29,286		12,677	17,227	12,059	4,907	4,074	3,078	41.2
令和元年度末	28,786	△ 500	12,706	16,795	11,991	4,935	3,962	3,094	41.7
令和2年度末	28,194	△ 592	12,719	16,330	11,864	5,038	3,677	3,149	42.1
令和3年度末	27,520	△ 674	12,630	15,770	11,750	4,993	3,624	3,133	42.7
令和4年度末 (令和5年3月31日)	26,894	△ 626	12,600	15,275	11,619	4,839	3,611	3,169	43.2



新見市の人口は年々減少しています。一方、高齢化率は上昇を続け、令和5年3月末には43.2%に達しています。

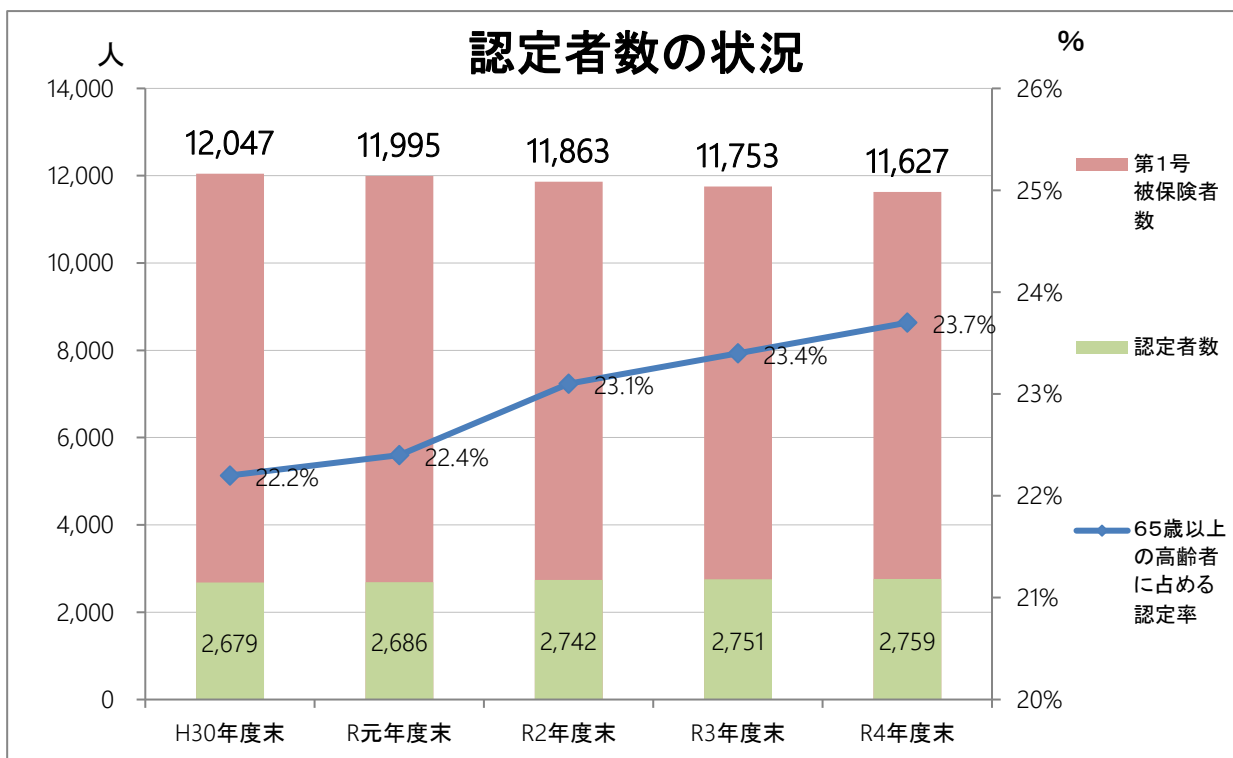
高齢者の年齢区分では、65～74歳、75～84歳の人口は減少し、85歳以上の人口は増加しています。

(2) 認定者数の状況

(単位：人、%)

年度末	65歳以上			75歳以上			2号被保険者 認定者数
	被保険者数	認定者数	認定率	被保険者数	認定者数	認定率	
平成30年度末	12,047	2,679	22.2				38
令和元年度末	11,995	2,686	22.4				35
令和2年度末	11,863	2,742	23.1	6,826	2,566	37.6	32
令和3年度末	11,753	2,751	23.4	6,757	2,567	38.0	26
令和4年度末	11,627	2,759	23.7	6,809	2,578	37.8	24

(資料：介護保険事業状況報告)



要支援・要介護の認定者数は、第1号被保険者数は減少傾向ですが、認定者数は増加しています。

令和4年度65歳以上の高齢者の介護保険認定率は、令和5年2月末現在、岡山県27自治体の中で1位となっています。

2 令和4年度 新見市地域包括支援センター運営状況

(1) 職員の配置状況

(人)

管理者	常勤					非常勤			
	保健師	社会福祉士	主任介護支援 専門員	介護支援 専門員	事務職	保健師	主任介護支援 専門員	介護支援 専門員	事務職
1	2	1	3	1	1	1	2	2	2
基準人数	2	2	2						

※ 一つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

- ①保健師その他これに準ずる者 2人
- ②社会福祉士その他これに準ずる者 2人
- ③主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。）その他これに準ずる者 2人

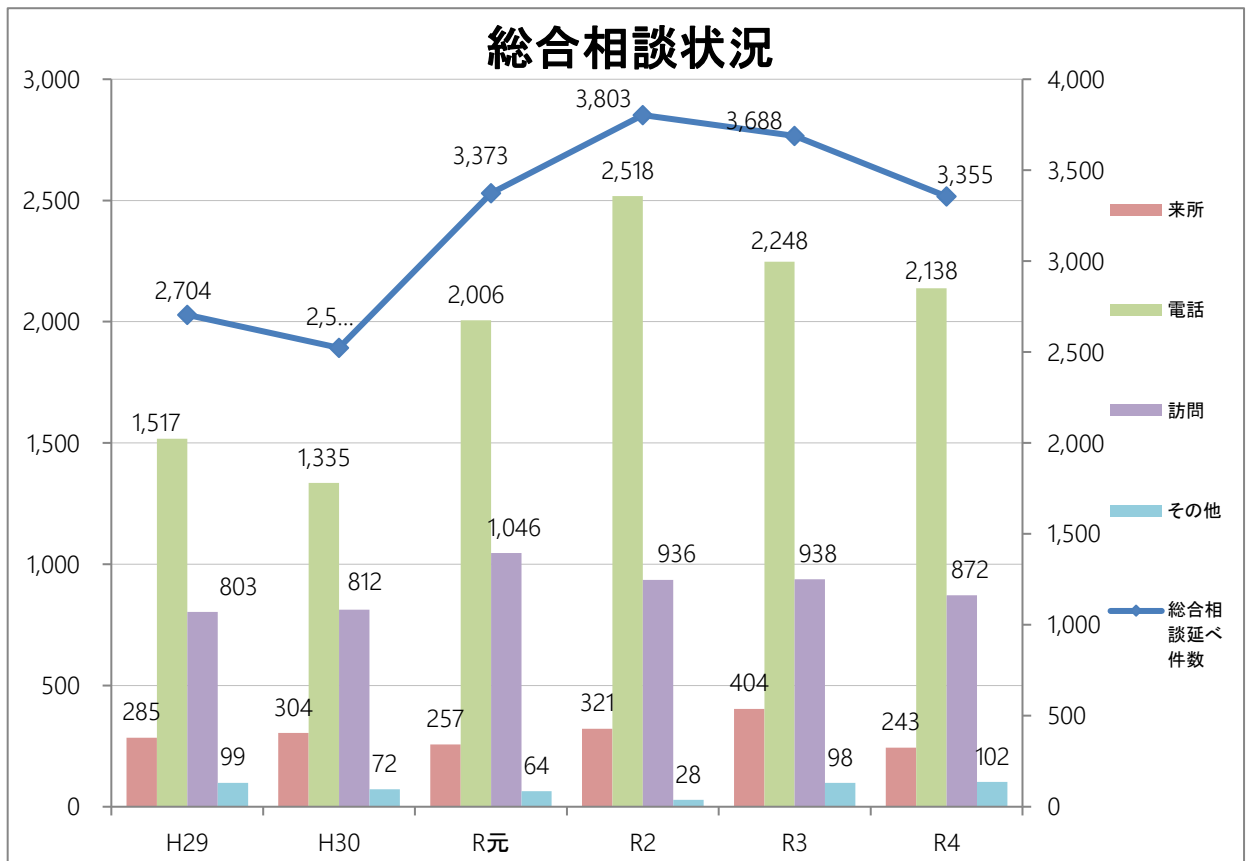
(2) 総合相談支援業務

【総合相談状況】

(単位: 件)

年度	総合相談 延べ件数	相談方法			
		来所	電話	訪問	その他
平成30年度	2,523	304	1,335	812	72
令和元年度	3,373	257	2,006	1,046	64
令和2年度	3,803	321	2,518	936	28
令和3年度	3,688	404	2,248	938	98
令和4年度	3,355	234	2,138	872	102

(資料: 備中県民局活動実績報告)



【総合相談内容】

(単位：件)

年度	相 談 内 容 (延べ)							実態把握訪問
	介護相談	福祉相談	介護予防	認知症	健康医療	虐待・権利擁護	その他	
平成30年度	977	42	677	380	103	69	297	659
令和元年度	1,216	53	1,075	490	90	122	327	588
令和2年度	1,338	148	1,146	519	183	287	243	571
令和3年度	1,720	60	617	614	94	103	258	441
令和4年度	1,109	76	732	655	161	327	185	391

総合相談全体の延べ件数は前年度と比較して減少しています。認知症に関する相談や虐待・権利擁護に関する相談は年々増加傾向にあります。

(3) 高齢者虐待・権利擁護業務

【高齢者虐待対応状況】

(単位：人、件)

年度	新規件数	虐待の内容 (重複あり)				
		身体的虐待	ネグレクト	経済的虐待	心理的虐待	性的虐待
平成29年度	13	12	4	1	3	0
平成30年度	13	9	5	0	1	0
令和元年度	6	4	0	0	3	0
令和2年度	11	5	0	4	4	0
令和3年度	11	9	1	0	5	0
令和4年度	16	6	6	0	4	0

令和4年度の新規件数は、16件と前年度と比較すると増加しています。相談者の内訳は、警察署が5件、支援者が11件でした。経年的に支援している者を含め、高齢者虐待の対応は40件あり、老人福祉施設等への措置は4件ありました。

【虐待防止関係会議の開催状況】

- ① 新見市権利擁護協議会：1回開催（令和4年8月31日）

高齢者虐待については、新見市権利擁護協議会の各関係機関と相互に連携し、「新見市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づき対応しています。また、庁内では福祉課、健康医療課、支局等と連携し、多角的な支援に努めています。

- ② 新見市権利擁護委員会：11回開催（原則月1回開催）

新たに虐待事案が生じた場合は、地域包括支援センター職員だけでなく、担当の介護支援専門員等の支援者も参加し、弁護士・司法書士・社会福祉士等の委員で構成する「権利擁護委員会」において、緊急性や支援方針の検討を行っています。

【虐待防止研修会の開催状況】

テーマ：高齢者虐待について

開催日：令和4年11月25日（金）

場 所：新見市地域福祉センター

参加者：12名（新見市社会福祉協議会職員）

【成年後見制度】

市長申立の状況

平成 29 年度	1 件
平成 30 年度	2 件
令和元年度	4 件 (1 件取り下げ)
令和 2 年度	5 件 (1 件取り下げ)
令和 3 年度	4 件 (1 件取り下げ)
令和 4 年度	9 件

利用支援事業の状況

平成 29 年度	4 件
平成 30 年度	6 件
令和元年度	7 件
令和 2 年度	6 件
令和 3 年度	6 件
令和 4 年度	4 件

成年後見制度は、精神上的の障害（認知症、精神障害、知的障害等）により判断能力が十分でない方の意思決定を尊重するために援助者をつける制度です。身寄りのない認知症高齢者等に対しては「市長申立」を実施しており、令和 4 年度は 9 件行いました。

地域包括支援センターに入る相談の中でも、成年後見制度に関係するものについては、医療・介護・生活全般に支援が必要な場合も多く、対応に時間を要しています。

（4）在宅医療・介護連携の推進

【在宅医療・介護連携推進協議会の設置】

医療支援と介護支援を必要とする市民が、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と介護の関係者の連携を深めることを目的に、「在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、事業推進の方針や内容について協議しました。

開催日：令和 4 年 8 月 25 日（木）

場 所：市役所南庁舎 3 階大会議室

参加者：16 名

【在宅医療・介護連携支援センターの設置】

新見市では、在宅医療・介護連携推進事業の一部を、新見医師会「在宅医療・介護連携支援センターまんさく」へ委託しています。まんさくでは、下記の事業を実施しました。

①地域の医療・介護の資源把握や情報の発信

- ・「在宅医療連携ガイド」更新についての案内
- ・「在宅医療連携ガイド」新規事業所の追加
- ・「新見市内事業所料金・加算一覧」の改正・配布、活用状況アンケートの実施
- ・新見地域年間会議等一覧の作成・配布

②医療・介護関係者の情報共有への支援

- ・新見版情報共有書の更新に向けてのアンケートの実施

③人材育成研修会・多職種連携会議の開催（3 回）

〈テーマ〉

- ・「災害時の備えと緊急対応について～地震、台風、洪水、火災に備え、医療・介護従事者が準備しておかなければならないこと～」参加者 60 名
- ・「心疾患について」参加者 66 名
- ・「みんなで地域に広めよう！ACP（Advance Care Planning）」参加者 47 名

④多職種小規模リモート研修の開催（3 回）

〈テーマ〉

- ・「口腔ケアの重要性」参加者 38 名
- ・「ファシリテーターは誰だってできる～基本を知って、グループワークを楽しもう～」参加者 18 名
- ・「ファシリテーション いろはの『い』」参加者 12 名

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

【新見地域医療ネットワークの支援】

平成29年度より、新見地域医療ネットワークの活動を在宅医療・介護連携推進事業に位置づけ、実務者レベルでの課題抽出や対応策の協議を行っています。

①実務者協議会の開催

第1回

開催日：令和4年6月30日（木）
場 所：新見市役所南庁舎
内 容：今年度の活動計画について
参加者：23名

第2回

開催日：令和5年3月13日（月）
場 所：新見市役所南庁舎
内 容：今年度の活動報告について
次年度の活動計画について
参加者21名

②役員会の開催 年5回 主に、活動の進捗状況と役割分担について確認

③企画委員会の開催 年3回 主に、ACP、DNARについて協議

④医療・介護れんらく帳の活用促進

令和4年度は、介護支援専門員協会新見支部の協力のもと、「医療・介護連絡帳」の記入、活用の促進を図ることができました。

⑤介護等職員のための出前講座の開催

介護事業所等を対象に、介護職員のスキルアップや多職種連携の推進を目的に「出前講座」を開催しています。令和4年度は認知症の予防や対応、楽に移動できる動作、感染症及びその予防、低栄養の予防など、7回の講座を開催しました。

⑥住民への普及啓発活動

⑥-1 市民研修会の開催

開催日：令和4年10月16日（日）
場 所：新見公立大学
内 容：講演会「食はいのち、生きること」
講 師：NPO法人口から食べる幸せを守る会 理事長 小山珠美 氏
参加者：167名

⑥-2 医療や介護の専門職からのメッセージ「笑顔をつなぐ」を地元新聞に掲載しました。令和4年度は「心あたたまると忘れられないエピソード」をテーマに、8名の専門職の方に活動の紹介や思いを執筆してもらいました。

⑥-3 一般市民への出前講座を通じて、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進することを目的に「出前講座」を開催しています。令和4年度は元気な体づくりや感染症予防など、2回の講座を開催しました。

【啓発事業の実施】

健康教室等の際に、チラシ等を活用し、「あいうべ体操」の実践指導を行いました。

健康教室20会場 288名

【各種連携推進事業への参画】

毎月1回開催される新見地域在宅医療支援システム研究会へ参加し、在宅医療・介護連携に関する事業の協議・検討を行いました。

(5) 生活支援体制整備事業

○第1層生活支援コーディネーター：社会福祉協議会に委託

①地域ニーズと資源状況の見える化

市全域における生活支援に関する情報提供を行いました。

- 主な活動内容：・生活支援サービス一覧表更新(市ホームページにて公開)
・ふれあいいいきサロンマップの作成
・豊永・足立支え合い活動DVDの作成

②関係者間のネットワーク構築と資源開発に向けた取組

第2層生活支援コーディネーター及び各関係機関と地域情報および活動内容の共有・支援を図りました。

- 主な活動内容：・小地域ケア会議関連の研修会企画・運営
・生活支援コーディネーター情報交換会の企画・運営
・市内3地区の住民アンケート調査
・地域運営組織づくりに向けた協議への参画
・各地区における互助活動支援(第2層と協力・連携)

○第2層生活支援コーディネーター：市民センター・公民館・各支局の計18箇所に配置

地域団体との会議や小地域ケア会議、福祉連絡会等への参加を通して、地域の社会資源等の情報収集や課題の把握、地域住民による助け合い支援の促進を図っています。

- 主な活動内容：・小地域ケア会議および福祉連絡会への参加
・生活支援コーディネーター情報交換会への参加
・地域共生社会推進チームとの連携・協働
・住民アンケート調査に関する協議への参画
・助け合い活動に関する相談および支援

○生活支援コーディネーターに関する研修会

全体的な活動の促進・支援として、生活支援コーディネーターや関係機関を対象とした地域づくりに関する研修会や活動状況を共有するための情報交換会を開催しました。

①新任研修の開催

- ・新任者(5名)に対し、年度初めに面接形式で事業説明および意見交換を行いました。
- ・令和4年度 生活支援コーディネーター養成 基本研修
※オンライン形式にて全6回コース

②第2層生活支援コーディネーターとの意見交換の開催

- ・令和5年1月24日：生活支援コーディネーター情報交換会開催
- ・テーマ：生活支援コーディネーターとは？～日頃の活動を振り返って考えてみよう～
(欠席者については、情報交換会の録画DVD視聴および成果確認シート提出を依頼)

※注：第1層＝市全域 第2層＝日常生活圏

(6) 認知症施策の推進

【認知症サポーター養成講座】

(単位：人)

年度	養成講座 開催数	サポーター 養成数(新規)	サポーター累計数		キャラバン・ メイト数
			総数	内キッズサポーター	
平成30年度	20	289	4,786		83
令和元年度	14	196	4,982	29	93
令和2年度	16	243	5,225	50	97
令和3年度	15	273	5,498	67	99
令和4年度	12	249	5,747	135	99

認知症の人とその家族を地域全体で支えることを目指して、認知症サポーターの養成に平

成19年度から取り組み、令和4年度末で市内のサポーターは5,747名となっています。

令和4年度は、市内8小学校で養成講座を開催し135名のキッズサポーターを養成しました。新たに思誠小学校・刑部小学校・塩城小学校でも実施できました。塩城小学校では授業参観で実施してほしいと学校から依頼があり、保護者にも認知症について考えてもらう機会となりました。

また、キャラバン・メイトの連絡会を開催し、サポーター養成講座の実施方法についての意見交換や研修等を行いました。

①キャラバン・メイト連絡会

開催日：令和4年7月21日（木）

参加者：12名

②キャラバン・メイト研修会（VR仮想現実システムを活用した認知症出前研修）

開催日：令和4年10月26日（月）

参加者：12名

【認知症サポーターステップアップ講座】

令和3年度から、認知症サポーター養成講座を受けた方で地域活動をしたいと言われる希望者へステップアップ講座を実施しました。認知症に関する正しい知識と理解を持ち、具体的に本人や家族の見守り支援を行ったり、認知症カフェなどの活動へ参加できるボランティアを育成したりすることを目的に、令和4年度は全4回の講座を実施し6名が修了しました。ステップアップ講座を受けた方は延べ14名となりました。

【認知症予防講座】

各地区で開催されているサロンや老人クラブ等において、若年性認知症の内容も含めた認知症講話や、iPadを活用した予防講座を開催しました。

開催回数：4回

参加者延べ人数：37名

【認知症地域支援・ケア向上事業】

①認知症地域支援推進員（地域包括支援センター職員兼務）を配置

②認知症カフェ

市内の特定非営利活動法人NPOきらめき広場と新見市社会福祉協議会、株式会社成峰に委託し、認知症カフェを開催しました。

開催回数：23回

参加者延べ人数：708名（平均30名／回）

※認知症の方とその家族、地域住民、スタッフ等

③おれんじ通信にいみ

令和3年度から認知症カフェを通じて築いてきた認知症の人を支える繋がりを維持継続し、認知症カフェの近況情報を発信する「おれんじ通信にいみ」を作成しました。年間3回発行し、各認知症カフェで配布するのに合わせて、市内21箇所の郵便局でも掲示・配布をしてもらっています。

④高梁・新見地域認知症疾患医療連携協議会への参加

地域の連携体制の強化や地域の課題やニーズに即した取り組みを進めていくため、令和元年度から、高梁と新見それぞれで協議会を開催しています。令和4年度新見部会では9月の世界アルツハイマー月間に市民向け研修会を行い、2月には医療・介護の支援者向け研修会を行いました。

市民向け研修会

「認知症が疑われる人に何ができますか」～事例を介して考えましょう～

開催日：令和4年9月26日（月）

参加者：50名

医療・介護従事者向け研修会

「認知症と運転免許」

開催日：令和5年2月10日（金）

参加者：55名

【認知症初期集中支援推進事業】

チームは保健師2名、看護師1名、介護福祉士3名、認知症サポート医2名で構成。

チーム員会議開催回数：8回

新規支援事例数：12件

チーム員会議での支援方針検討事例数（延べ）：33件

【認知症関連の普及啓発】

- ①「認知症安心ガイドブック」「認知症になっても安心リーフレット」の活用
認知症の相談窓口の周知、認知症に対する正しい知識の普及啓発を目的に、認知症ケアパスを盛り込んだ「認知症になっても安心リーフレット」を民生委員児童委員に説明し、訪問活動に役立ててもらおうよう配布しました。
- ②世界アルツハイマー月間（9月）での啓発活動
認知症に関する理解を深めるため「親子孫水車ライトアップ（オレンジ色）」と「新見図書館、哲西図書館、げんき広場にいみにて認知症に関するコーナー開設」を行いました。また街頭啓発イベントとして、商業施設で認知症サポーターステップアップ講座を修了した方と啓発チラシを配布しました。認知症サポーター養成講座も開催し、活動を市報で周知しました。

（7）地域包括ケアシステムの構築（地域のネットワーク構築）

【地域ケア会議の推進】

地域ケア会議に求められる「1. 個別課題解決機能」「2. ネットワーク機能」「3. 地域課題発見機能」「4. 地域づくり・資源開発機能」「5. 施策形成機能」という“5つの機能”を果たすことが出来るよう、庁内関係課・社会福祉協議会等と協働して地域ケア会議の取り組みを行っています。

①小地域ケア会議の開催

小地域ケア会議（住民の見える身近な暮らしの圏域において、住民と専門職が地域の福祉課題解決に向けて協議する場）を開催しました。

実施主体：地域包括支援センター

推進主体：社会福祉協議会

共 催：健康づくり課・福祉課

開催状況：市内39地区 延べ 40回

参加者：延べ 816名

②小地域ケア会議職員研修会の開催

第1回

開催日：令和4年5月11日（水）

場 所：新見市役所南庁舎

内 容：講演及び演習「参加したくなる話し合いの場の作り方」

講 師：九州大学大学院統合新領域学府 客員教授 加留部貴行 氏

参加者：37名

第2回

開催日：令和5年2月1日（水）

場 所：新見市役所南庁舎

内 容：講演及び演習「いっしょにやる、ということ」

～対話を通じて「共感」から「協働」へ～

講 師：九州大学大学院統合新領域学府 客員教授 加留部貴行 氏

参加者：41名

③地域ケア個別会議の開催

(1) 支援困難型

介入拒否や依存症等の支援困難事例に対し、支援者間の情報共有、支援方針の検討や関係機関の役割分担の明確化を図り、当事者の自立支援を目的に、個別ケア会議を開催しました。

開催実績：11回

検討ケース数：9件

(2) 自立支援型

多職種参加・連携のもと、それぞれの専門性の視点を活かし、自立支援・重度化予防を目的とした支援のあり方を検討しました。

開催実績：10回

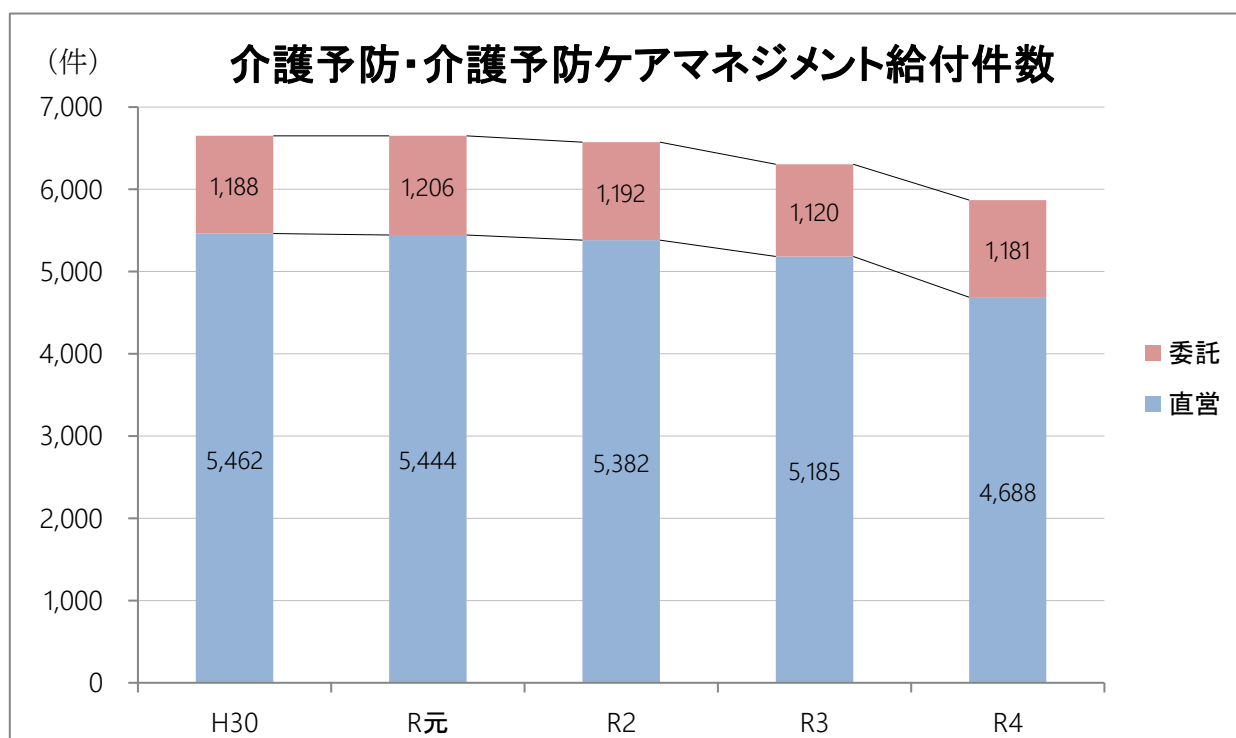
検討ケース数：46件

(8) 介護予防プラン関係

【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント給付件数】

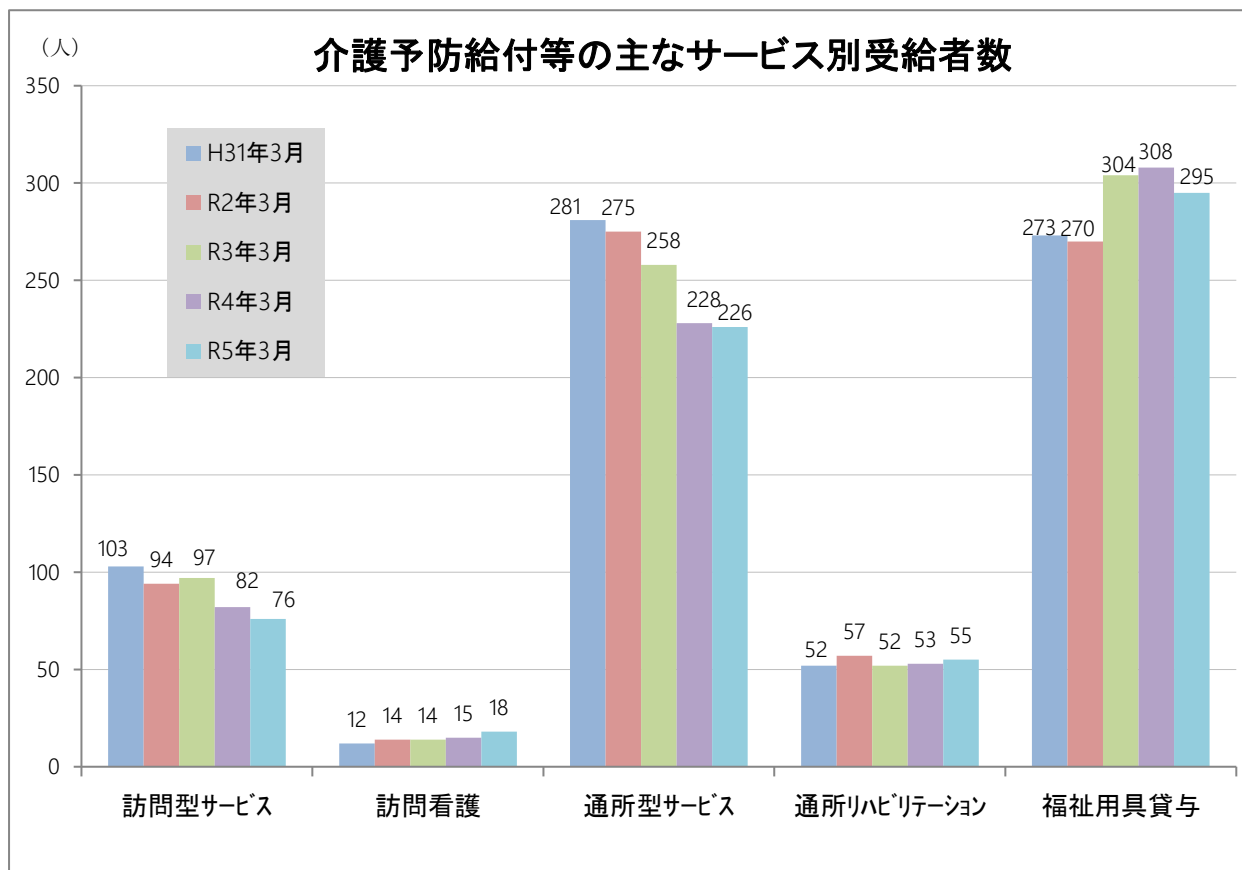
(単位：件)

年度		予防給付 延べ件数	内 訳 件 数		6月時点(実数)		委託 事業所数
			直 営	委 託	直 営	委 託	
平成30年度	予防支援事業	3,563	2,722	841	225	68	17
	総合事業	3,087	2,740	347	239	25	
令和元年度	予防支援事業	3,821	2,989	832	250	65	13
	総合事業	2,829	2,455	374	207	33	
令和2年度	予防支援事業	4,078	3,256	822	252	68	13
	総合事業	2,496	2,126	370	179	27	
令和3年度	予防支援事業	4,168	3,354	814	276	69	16
	総合事業	2,137	1,831	306	159	29	
令和4年度	予防支援事業	4,035	3,151	884	269	79	15
	総合事業	1,834	1,537	297	135	25	



【介護予防給付、総合事業の主なサービス別受給者数】

	訪問介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリテーション	福祉用具貸与
平成 31 年 3 月	103	12	281	52	273
令和 2 年 3 月	94	14	275	57	270
令和 3 年 3 月	97	14	258	52	304
令和 4 年 3 月	82	15	228	53	308
令和 5 年 3 月	76	18	226	55	295



現在、介護予防プランは、およそ8割を直営で実施しており、居宅介護支援事業所への委託数は減少傾向にあります。

サービス利用の種類では、訪問介護（ヘルパー）、通所介護（デイサービス）が減少し、福祉用具貸与は令和3年度までは増加傾向にありましたが令和5年度は減少しています。

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

【多様なサービスの創設】

○訪問型サービス

	サービス名称	内 容
従来相当	総合事業訪問介護	介護事業者が提供する訪問介護（予防訪問介護相当）
緩和型	緩和型訪問介護	介護事業者または民間事業者等が提供する身体介護を除く生活援助
住民主体型	助け合い訪問介護	NPO 法人等が提供する生活援助

- ・総合事業訪問介護は、市内7事業者が実施。
- ・緩和型訪問介護は、新見市シルバー人材センター、生活協同組合おかやまコープが実施。
- ・助け合い訪問介護は、NPOきらめき広場が実施。

※サービス受給者数

	訪問型	総合事業訪問介護	緩和型訪問介護	住民主体型
令和元年度		141名	5名	4名
令和2年度		136名	3名	8名
令和3年度		121名	2名	5名
令和4年度		122名	2名	3名

○通所型サービス

	サービス名称	内 容
従来相当	総合事業通所介護	介護事業者が提供する通所介護（予防通所介護相当）
緩和型	緩和型通所介護	緩和した基準による通所介護
短期集中型	短期集中型サービス事業	健康増進施設の専門職が3ヶ月間の個別指導

- ・総合事業通所介護は、市内14事業者が実施。
- ・緩和型通所介護は、市内1事業者が実施。
- ・短期集中型サービス事業は、げんき広場にいみが実施。

※サービス受給者数

	通所型	総合事業通所介護	緩和型通所介護	短期集中型
令和元年度		390名	—	10名
令和2年度		358名	—	3名
令和3年度		330名	29名	3名
令和4年度		333名	40名	5名

(10) 介護予防事業に関する事業展開

【新見で～れ～ええ体操】

市内リハ職と協力して体操を作成し、令和5年1月から1日2回（9:30, 15:30）放送しています。

(11) その他

【高齢者等見守りネットワーク】

定期的に地域内や各戸を回る事業者（郵政・金融・農協・生協・配達・検針業務等）と見守り協定を締結し事業に取り組んでいます。令和4年度末で21事業者と協定締結をし、事業者が業務中に住民の異変等に気づいた場合、事業者と行政が連携し、状況確認や必要な対

応を取っています。

【介護用品給付事業】

要介護者を在宅で介護している家族に対し、介護用品を給付することにより、家族の経済的な負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の支援を図ることを目的に介護用品給付を実施しています。

	事業利用者	支給額
令和元年度	33名	1,221,969円
令和2年度	26名	1,226,015円
令和3年度	34名	1,608,821円
令和4年度	42名	1,530,657円

令和 5 年度 新見市地域包括支援センター運営方針（案）

令和 3 年 3 月に策定した第 8 期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念「共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ」に基づき、全ての高齢者が可能な限り介護を必要とせず、健康で元気に暮らせるように、また、支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、次の目標に取り組みます。

1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

- ・高齢者が住み慣れた地域において、安心して今の暮らしを継続できるよう、保健・医療・福祉などの関係機関や団体と連携した支援をはじめ、地域で見守る体制づくりを推進します。
- ・独り暮らしや高齢者のみの世帯、または介護が必要な状態になっても、必要なサービスを必要なときに適切に利用できるよう、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

2 健康で生きがいのあるまちづくり

- ・生活機能の低下や生活習慣病等を予防し、生涯にわたって自分らしく健康で生き生きと暮らせるよう、引き続き、健康づくりや介護予防活動を推進するとともに、高齢者の地域や社会における様々な活動への参加を促進します。

令和5年度新見市地域包括支援センター事業計画 (案)

事業項目	事業内容	実施計画	具体的な活動	
包括的支援事業	総合相談支援業務	○支援を必要とする高齢者を見出すためのネットワークの構築と、それを活用した情報収集による実態把握を行うとともに、各種相談対応・専門的な支援を実施。	・職員を地区担当で配置し、高齢者の実態把握や顔の見える関係づくりを図る。 ・保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門性をいかしながら、相談支援を行う。	・民生委員・児童委員協議会や、小地域ケア会議等の地区活動において、様々な関係者とのネットワークを構築し、高齢の各種相談に対応する。
	権利擁護業務	○高齢者虐待への対応 「新見市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいた対応。	・新見市権利擁護委員会を月1回開催する。 ・新見市権利擁護協議会を年1回開催する。	・新見市権利擁護委員会を原則月1回開催する。 ・新見市権利擁護協議会を早期に開催し、関係機関との連携を深める。
		○成年後見制度の活用促進 成年後見制度の説明や支援、必要に応じて市長申立の実施。	・支援の必要な方を迅速かつ正確に制度利用に繋ぐことができるよう、関係機関とのネットワークの構築に努める。	・関係機関と連携して支援を実施する。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○介護支援専門員と関係機関の連携支援とスキルアップの支援を実施。	・高齢者の相談支援を行う介護支援専門員等関係者の資質の向上を図る。	・介護支援専門員を対象とした研修を実施する。
	在宅医療・介護連携推進事業	○医療と介護の多職種が連携するネットワークの構築や課題解決に向けた取り組みを実施。	・在宅医療・介護連携推進協議会を開催する。 ・在宅医療・介護連携支援センターまんさくを中心とした多職種連携研修会を開催する。 ・新見地域医療ネットワーク（実務者協議会）を開催する。	・在宅医療・介護連携支援センターまんさくと連携して事業の推進を図る。 ・在宅看取り、急変時の対応を中心に具体的な取り組みについて協議する。
		○医療・介護連携に関する市民への普及・啓発。	・市民研修会を開催する。	ACP（人生会議）の普及啓発を行う。
	生活支援体制整備事業	○高齢者の生活支援等サービスの提供体制構築に向けて、生活支援コーディネーターを圏域ごと（市内18ヶ所）に配置し、地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取組の推進。	・第1層及び2層生活支援コーディネーターの連携・協働を推進するとともに、地域アプローチのための手法や取組を学ぶための研修会や情報交換会等を開催し、地域づくり活動の支援・促進を図る。	・生活支援コーディネーター等を対象とした地域づくりに関する研修会を開催する。 ・情報交換会を開催する。
		○生活支援コーディネーターおよび生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設け、地域資源の情報共有および連携・協働による支え合い体制整備を推進。	協議体の活動により、以下の取組を推進する。 ・多様な生活支援の充実 ・高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり ・地域共生社会構築と連動した取組	・第1層協議体の設置に向けての取組推進。 ・第2層協議体（小地域ケア会議）での支え合い活動推進。 ・生活支援サービスの情報更新・広報。
	認知症総合支援事業	○認知症の容態に応じた支援の実施。	・初期集中支援チームによる支援を行う。 ・認知症ケアパスの普及啓発を行う。	・相談があったケースは早期に支援チームで対応を行う。 ・「認知症になっても安心して暮らせるまちにいきみ」の普及啓発を行う。
		○認知症の人やその家族を社会全体で支える仕組みづくりの推進。	・認知症サポーターを養成する。 ・認知症サポーターステップアップ講座を開催する。	・認知症サポーター養成講座の小学生講座を市内全小学校で実施する。

事業項目		事業内容	実施計画	具体的な活動
包括的支援事業	認知症総合支援事業		<ul style="list-style-type: none"> 認知症キャラバン・メイトの研修を行う。 認知症カフェの支援を認知症地域支援推進員を中心に行う。 世界アルツハイマー月間に合わせて啓発活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ステップアップ講座の受講者が増えるよう働きかける。 認知症キャラバン・メイトの知識が深まるような研修を企画する。 認知症カフェの後方支援を行う。 「おれんじ通信にいみ」を作成する。 認知症の市民研修会を企画する。
		<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の当事者が集うことができる場を開催。 ・認知症 本人座談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・2か月に1回開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市報 地元新聞で周知 ・地域包括支援センターが把握しているケースへ事業を紹介 ・居宅介護支援事業所へ周知
	地域ケア会議推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア個別会議(困難事例型)の開催 支援困難事例や自立支援推進のための会議を開催し、関係者と連携強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援困難事例：地区担当毎にケースの把握を行い、必要に応じて随時ケース会議を開催する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア個別会議(自立支援型)の開催 リハビリテーション専門職をはじめ保健・福祉関係者、介護サービス事業所等多職種参加により、高齢者の自立支援、重度化予防を目指した支援のあり方を検討する場として開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業の利用者を対象に、自立支援、重度化予防のための目標設定および具体的な支援策、地域資源の活用等について多職種間で検討し、その内容を支援のプロセス(ケアマネジメント)に活かす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回定例開催 ・検討数：4～7件/回 ・1事例20分程度 ・参加者：リハビリテーション専門職・地域包括支援センター職員・栄養士・生活支援コーディネーター・サービス提供事業所等
		<ul style="list-style-type: none"> ○小地域ケア会議の開催 地域住民と福祉部職員、社協職員で地域の福祉課題について意見を出し合い、解決へ向けた協議の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ケア会議 市内41地区での開催を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部や社会福祉協議会職員と連携を図り、未開催の4地区で開催ができるように、随時実施に向けた協議を行う。
	指定介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険における予防給付対象者や総合事業対象者に対するサービス計画の作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族のニーズを把握し、自立支援のために、的確な説明、契約、計画作成、給付管理等の業務を実施する。 	
総合事業 (訪問・通所・生活支援サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメントに基づき、必要とする人に適切な訪問・通所・生活支援サービス提供を実施する。 ○多様な担い手による事業の実施を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や介護支援専門員との連携を継続し、安定した事業実施を行う。 ・従来相当サービス以外の利用者の増加を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へ従来相当以外のサービスの説明を行う。対象者へは引き続き、事業の周知を行う。 	
介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の運動習慣の定着をめざし、音源がなくてもいつでもどこでも誰でもできる「新見で～れ～ええ体操」の普及啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新見で～れ～ええ体操を放映する。 ・新見で～れ～ええ体操サポーターを養成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビでの放映や介護予防教室・ふれあいいいききサロンにおいてサポーターを中心にチラシを活用し、普及啓発を行う。 	

○令和5年度 新見市地域包括支援センター運営状況
職員の配置状況

常勤					非常勤			
管理者	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	事務職	保健師	主任介護支援専門員	介護支援専門員	事務職
1	2	2	3	1	1	2	2	2
基準人数	2	2	2					

令和5年度 介護予防プラン作成業務委託事業所
(介護保険法第115条の23第3項の規定に基づく業務委託)

		法人所在地		事業所番号
		法人名	代表者名	事業所名
1	継続	新見市金谷640番地1		事業所番号 3371000013 新見市社協中央ケアセンター
		社会福祉法人 新見市社会福祉協議会	会長 逸見孝明	事業所番号 3373300064 新見市社協神郷ケアセンター
2	継続	新見市高尾2306番地5		事業所番号 3371000054
		一般社団法人 新見医師会	会長 太田隆正	くろかみ介護支援センター
3	継続	新見市大佐田治部3245番地		事業所番号 3373300023
		社会福祉法人 恵愛会	理事長 吉田直記	おおさ苑居宅介護支援事業所
4	継続	新見市哲多町田淵70番地		事業所番号 3371000252
		医療法人 国際貢献大学校医療機構	理事長 河相淳一郎	在宅介護支援センターすずらん
5	継続	新見市哲西町矢田4351番地		事業所番号 3373300288
		社会福祉法人 哲西福祉会	理事長 塚本 陽満	哲西荘居宅介護支援事業所
6	継続	新見市下熊谷1554番地1		事業所番号 3371000286
		有限会社 げんき	代表取締役 妹尾英才	居宅介護支援事業所げんき
7	継続	新見市足見138番地		事業所番号 3371000419
		株式会社 Green Leaf	代表取締役 道繁由香理	ケアマネ事業所・クローバー
8	継続	新見市長屋1189番地		事業所番号 3391000175
		合同会社 すみれ	代表社員 富谷 晴美	居宅介護支援事業所すみれ
9	継続	新見市高尾232番地2		事業所番号 3371000567
		株式会社 成峰	代表取締役 山田 理絵	居宅介護支援事業所花みずき
10	継続	瀬戸内市邑久町山田庄155-28		事業所番号 3370111191
		合同会社 GAEA	代表社員 出井 利幸	ガイア介護相談事務所
11	継続	倉敷市東塚5丁目4番16号		事業所番号 3370200499
		医療法人 和香会	理事長 江澤 和彦	和光園在宅介護支援センター
12	新規	倉敷市新田2791-4		事業所番号 3370205233
		医療法人 六峯会	理事長 近藤 修六	居宅介護支援事業所グリーンピース
13	継続	赤磐市河本1143番地		事業所番号 3372200687
		医療法人 光心会	理事長 光島 猛	居宅介護支援事業所 まごの手

● 認知症初期集中支援推進事業

目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

対象者

原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人、または認知症の人で以下の基準に該当する人



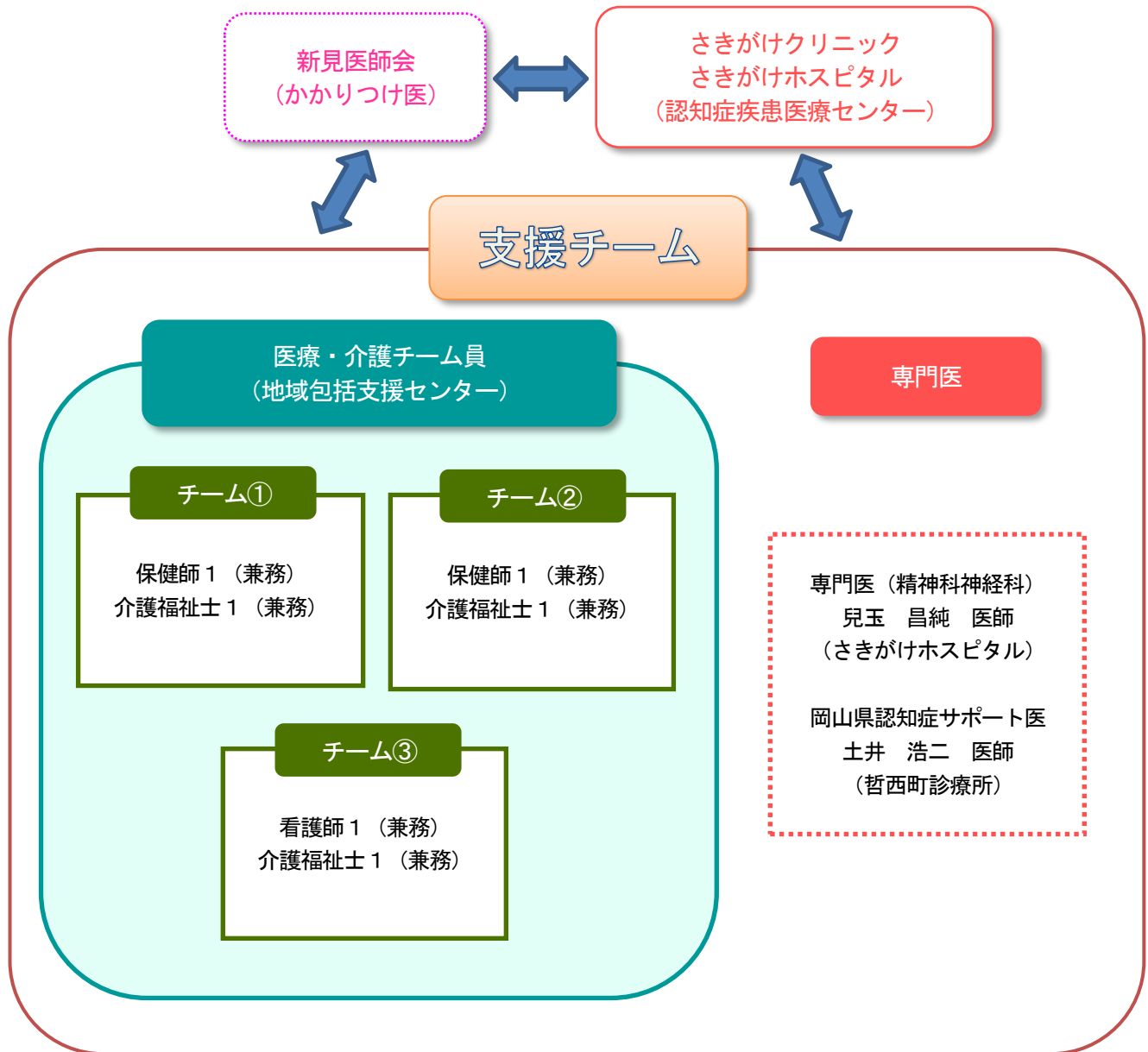
- ◆医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で次のいずれかに該当する人
 - ① 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
 - ② 継続的な医療サービスを受けていない人
 - ③ 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
 - ④ 診断されたが介護サービスが中断している人
- ◆医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人

認知症初期集中支援チームとは？

認知症の専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の相談などにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね最長で6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。

1. 認知症初期集中支援チーム活動状況

(1) 令和4年度チーム体制



(2) 実施結果

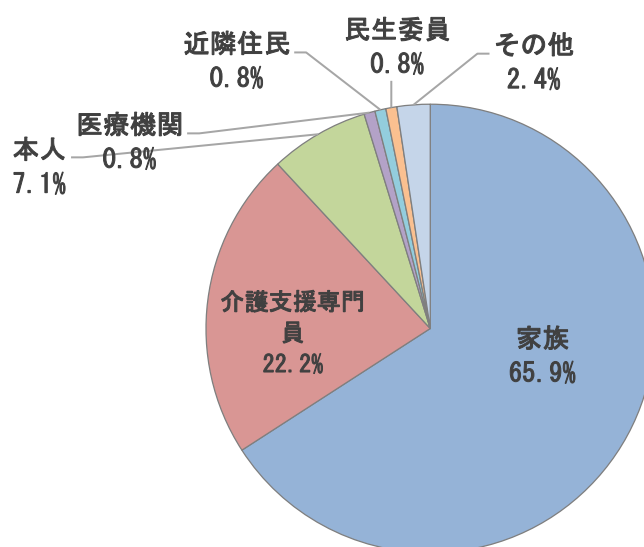
①平成25～令和4年度 相談支援者数：累計114名

- ②令和4年度
- ・新規相談支援者 12名
 - ・チーム訪問延べ件数 45回
 - ・チーム員会議 8回 (5月・6月・8月・10月・12月・2月)

(3) 実施内訳

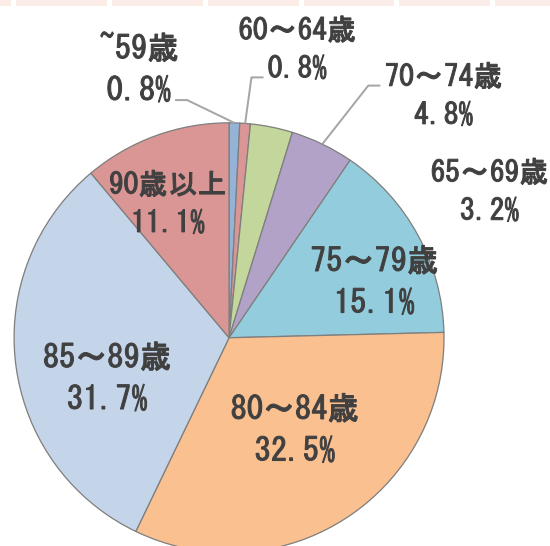
【把握ルート】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
家族	27	10	16	7	5	6	1	1	6	4	83
介護支援専門員	13		1		1	1	1	3		8	28
本人	7					1	1				9
医療機関	1										1
近隣住民	1										1
民生委員	1										1
その他	2		1								3
	52	10	18	7	6	8	3	4	6	12	126



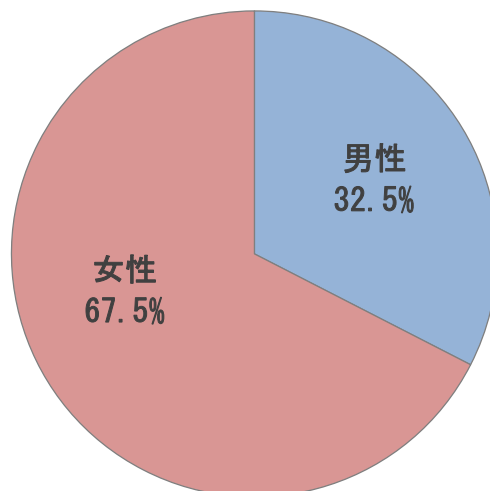
【年代別内訳】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
～59歳										1	1
60～64歳	1										1
65～69歳	1	2				1					4
70～74歳	2				1			1	1	1	6
75～79歳	11	2	1	2			1	1		1	19
80～84歳	18	1	7	2	3	1		1	3	5	41
85～89歳	11	4	8	3	2	5	1	1	2	3	40
90歳以上	8	1	2			1	1			1	14



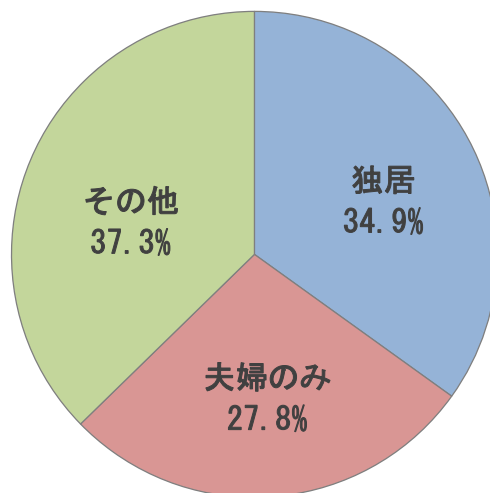
【性別の内訳】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
男性	17	2	7	3	2	1	0	2	3	4	41
女性	35	8	11	4	4	7	3	2	3	8	85
	52	10	18	7	6	8	3	4	6	12	126



【世帯構成の内訳】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
独居	18	3	6		4	4	3	3	1	2	44
夫婦のみ	13	3	6	4	1	2	0	1	3	2	35
その他	21	4	6	3	1	2	0		2	8	47
	52	10	18	7	6	8	3	4	6	12	126



2. 活動における課題等

【令和4年度活動状況のまとめ】

- ・平成30年度から認知症サポート医2名体制で認知症初期集中支援チームの活動を実施している。
- ・認知症初期集中支援チーム員会議を8回実施し、うち専門医による家庭訪問を3回実施した。
- ・市内では認知症の確定診断（初診）が難しい状況で、市外の医療機関受診が必要な状況にある。専門医による家庭訪問は受診が困難な対象にとって、貴重な機会となっている。
- ・認知症初期集中支援チーム員会議の協議内容を支援者で共有し、ご本人や家族の支援を連携できる体制づくりをさらに整えていく必要がある。

■地域密着型サービス事業について

《地域密着型サービスとは》

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、市町村が指定・指導監督の権限をもち、国の基準の範囲内で独自の介護報酬・指定基準の設定ができます。

- ① 原則として、その市町村の被保険者のみサービス利用が可である。
- ② 指定・指導監督の権限は保険者である市町村が有する。
(住所地特例の対象となる施設入所者については、一部のサービス利用が可能)
- ③ 事業者の指定においては、市町村の運営委員会等の協議が必要である。
(地域密着通所介護については、努力義務)

◎地域密着型サービスの種別

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③地域密着型通所介護 (市内5箇所)
- ④認知症対応型通所介護 (市内3箇所)
- ⑤小規模多機能型居宅介護 (市内5箇所)
- ⑥認知症対応型共同生活介護 (市内8箇所 11ユニット) ※
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ⑨複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)

※R5年4月現在

- ⑥1箇所 1ユニット 休止中

令和4年度 介護給付費（給付額）

種 類	給付費		予防給付		介護給付						計	合計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計				
								要介護1	要介護2	要介護3		
居宅（介護予防）サービス	35,850,653	50,001,967	85,852,620									1,290,735,796
訪問サービス	1,823,871	5,669,462	7,493,333									173,401,676
訪問介護	0	0	0									83,849,123
訪問入浴介護	0	0	0									4,993,855
訪問看護	1,422,398	4,010,670	5,433,068									63,497,307
訪問リハビリテーション	268,987	872,178	1,141,165									10,625,479
居宅療養管理指導	132,486	786,614	919,100									10,435,912
通所サービス	7,048,556	11,703,399	18,751,955									423,002,097
通所介護	0	0	0									322,915,175
通所リハビリテーション	7,048,556	11,703,399	18,751,955									100,086,922
短期入所サービス	1,092,825	2,381,616	3,474,441									205,089,398
短期入所生活介護	1,077,732	2,282,409	3,360,141									166,912,729
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	15,093	99,207	114,300									37,262,450
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0									914,219
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0									0
福祉用具・住宅改修サービス	15,433,173	20,652,797	36,085,970									144,321,740
福祉用具貸与	12,414,129	17,566,264	29,980,393									125,588,331
福祉用具購入費	481,470	984,302	1,465,772									5,005,925
住宅改修費	2,537,574	2,102,231	4,639,805									13,727,484
特定施設入居者生活介護	1,861,488	181,413	2,042,901									166,209,146
介護予防支援・居宅介護支援	8,590,740	9,413,280	18,004,020									178,711,739
地域密着型（介護予防）サービス	4,984,227	15,370,309	20,354,536									646,175,861
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0									1,394,423
夜間対応型訪問介護	0	0	0									0
地域密着型通所介護	0	0	0									85,118,035
認知症対応型通所介護	0	0	0									59,242,165
小規模多機能型居宅介護	4,984,227	15,370,309	20,354,536									223,527,832
認知症対応型共同生活介護	0	0	0									272,141,424
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0									0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0									0
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	0	0	0									4,751,982
施設サービス	0	0	0									2,066,467,480
介護老人福祉施設	0	0	0									1,372,041,465
介護老人保健施設	0	0	0									625,689,312
介護療養型医療施設	0	0	0									0
介護医療院	0	0	0									68,736,703
総計	40,834,880	65,372,276	106,207,156									4,003,379,137

（単位：円）

令和4年度 介護給付費(件数)

(単位:件)

*年間延べ件数

種 類	件数	予防給付			介護給付						計
		要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
居宅(介護予防)サービス	4,121	4,812	8,933		13,211	10,477	4,634	3,594	2,154	34,070	43,003
訪問サービス	107	302	409		1,648	1,345	751	719	637	5,100	5,509
訪問介護	0	0	0		887	628	215	155	137	2,022	2,022
訪問入浴介護	0	0	0		0	24	0	32	46	102	102
訪問看護	69	149	218		340	321	112	230	206	1,209	1,427
訪問リハビリテーション	13	35	48		100	83	83	66	35	367	415
居宅療養管理指導	25	118	143		321	289	341	236	213	1,400	1,543
通所サービス	327	300	627		3,320	2,108	730	543	255	6,956	7,583
通所介護	0	0	0		2,685	1,652	569	415	205	5,526	5,526
通所リハビリテーション	327	300	627		635	456	161	128	50	1,430	2,057
短期入所サービス	44	84	128		639	842	543	368	192	2,584	2,712
短期入所生活介護	43	81	124		513	664	428	340	140	2,085	2,209
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	1	3	4		126	167	115	28	52	488	492
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	0	0	0		0	11	0	0	0	11	11
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	1,687	2,017	3,704		2,604	2,550	1,174	886	505	7,719	11,423
福祉用具貸与	1,634	1,949	3,583		2,486	2,476	1,131	854	499	7,446	11,029
福祉用具購入費	22	38	60		56	36	23	18	4	137	197
住宅改修費	31	30	61		62	38	20	14	2	136	197
特定施設入居者生活介護	33	3	36		315	246	129	168	36	894	930
介護予防支援・居宅介護支援	1,923	2,106	4,029		4,685	3,386	1,307	910	529	10,817	14,846
地域密着型(介護予防)サービス	94	179	273		1,286	1,332	878	399	175	4,070	4,343
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0		6	8	0	0	0	14	14
夜間対応型訪問介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0		432	443	193	78	58	1,204	1,204
認知症対応型通所介護	0	0	0		183	211	153	68	27	642	642
小規模多機能型居宅介護	94	179	273		414	300	220	104	37	1,075	1,348
認知症対応型共同生活介護	0	0	0		248	361	300	148	53	1,110	1,110
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0	0	0		3	9	12	1	0	25	25
施設サービス	0	0	0		471	728	1,537	2,421	2,549	7,706	7,706
介護老人福祉施設	0	0	0		72	161	1,136	1,823	2,030	5,222	5,222
介護老人保健施設	0	0	0		370	567	369	587	387	2,280	2,280
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0		29	0	32	11	132	204	204
総計	4,215	4,991	9,206		14,968	12,537	7,049	6,414	4,878	45,846	55,052

令和3年度 介護給付費(給付額)

(単位:円)

種類	費用額				介護給付				介護給付				合計
	予防給付				経過的要介護	要介護				計			
	要支援1	要支援2	計	要介護1		要介護2	要介護3	要介護4	要介護5				
居宅(介護予防)サービス	37,310,621	52,689,104	89,999,725	0	0	390,424,854	327,279,567	214,040,170	169,978,397	102,635,556	1,204,358,544	1,294,358,269	
訪問サービス	1,434,141	5,651,836	7,085,977	0	0	42,413,751	32,390,460	29,485,519	24,057,219	31,461,518	159,808,467	166,894,444	
訪問介護	0	0	0	0	0	26,410,709	19,048,598	18,185,383	9,532,045	11,924,993	85,101,728	85,101,728	
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	884,214	552,312	1,932,304	2,142,399	5,511,229	5,511,229	
訪問看護	752,477	4,291,623	5,044,100	0	0	11,887,560	9,477,185	6,046,966	9,093,953	14,496,450	51,002,114	56,046,214	
訪問リハビリテーション	336,366	626,546	962,912	0	0	2,078,424	1,554,316	2,424,663	1,490,004	1,230,183	8,777,590	9,740,502	
居宅療養管理指導	345,298	733,667	1,078,965	0	0	2,037,058	1,426,147	2,276,195	2,008,913	1,667,493	9,415,806	10,494,771	
通所サービス	6,965,830	11,780,121	18,745,951	0	0	160,275,049	132,770,779	51,748,975	44,491,513	22,685,693	411,972,009	430,717,960	
通所介護	0	0	0	0	0	129,104,016	107,152,809	42,731,703	35,457,231	16,651,576	331,097,335	331,097,335	
通所リハビリテーション	6,965,830	11,780,121	18,745,951	0	0	31,171,033	25,617,970	9,017,272	9,034,282	6,034,117	80,874,674	99,620,625	
短期入所サービス	1,297,629	2,948,589	4,246,218	0	0	36,515,369	47,049,036	59,208,436	34,109,720	16,733,932	193,616,493	197,862,711	
短期入所生活介護	1,128,132	2,850,939	3,979,071	0	0	30,639,080	40,446,032	49,319,596	31,503,049	13,096,097	165,003,854	168,982,925	
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	169,497	97,650	267,147	0	0	5,876,289	6,517,167	8,719,803	2,606,671	3,637,835	27,357,765	27,624,912	
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	0	0	0	0	0	0	85,837	1,169,037	0	0	1,254,874	1,254,874	
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福祉用具・住宅改修サービス	17,228,671	21,363,761	38,592,432	0	0	24,861,807	32,369,715	19,257,602	17,892,758	11,704,878	106,086,760	144,679,192	
福祉用具貸与	11,951,491	17,702,286	29,653,777	0	0	18,908,286	28,981,850	17,607,558	15,856,433	10,806,034	92,160,161	121,813,938	
福祉用具購入費	607,530	846,230	1,453,760	0	0	1,355,172	861,439	631,074	786,870	476,496	4,111,051	5,564,811	
住宅改修費	4,669,650	2,815,245	7,484,895	0	0	4,598,349	2,526,426	1,018,970	1,249,455	422,348	9,815,548	17,300,443	
特定施設入居者生活介護	1,663,740	996,947	2,660,687	0	0	60,813,166	37,092,990	30,927,844	33,962,385	11,405,034	174,161,419	176,822,106	
介護予防支援・居宅介護支援	8,720,610	9,947,850	18,668,460	0	0	65,545,712	45,646,587	23,411,794	15,464,802	8,644,501	158,713,396	177,381,856	
地域密着型(介護予防)サービス	2,563,737	12,715,852	15,279,589	0	0	164,907,142	173,476,198	163,466,569	92,933,644	29,108,583	623,892,136	639,171,725	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	1,009,862	0	0	0	1,009,862	1,009,862	
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0	31,498,841	27,416,226	16,440,477	10,788,329	7,039,619	93,183,492	93,183,492	
認知症対応型通所介護	0	75,987	75,987	0	0	16,449,913	21,205,780	10,311,192	12,743,070	3,836,224	64,546,179	64,622,166	
小規模多機能型居宅介護	2,563,737	12,639,885	15,203,602	0	0	45,724,175	56,506,924	55,378,492	31,694,555	6,516,225	195,820,371	211,023,973	
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	69,671,975	67,337,406	81,336,408	37,707,690	11,368,602	267,422,081	267,422,081	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0	0	0	0	0	1,562,238	0	0	0	347,913	1,910,151	1,910,151	
施設サービス	165,987	0	165,987	0	0	120,899,167	159,002,912	399,699,813	647,529,575	718,087,457	2,045,218,924	2,045,384,911	
介護老人福祉施設	165,987	0	165,987	0	0	22,300,443	27,521,928	269,417,307	452,106,309	557,040,123	1,328,386,110	1,328,582,097	
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	92,834,269	128,825,579	118,165,014	184,059,861	121,748,506	645,633,229	645,633,229	
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,553,003	2,553,003	2,553,003	
介護医療院	0	0	0	0	0	5,764,455	2,655,405	12,117,492	11,363,405	36,745,825	68,646,582	68,646,582	
総計	40,040,345	65,404,956	105,445,301	0	0	676,231,163	659,758,677	777,206,552	910,441,616	849,831,596	3,873,469,604	3,978,914,905	

令和3年度 介護給付費 (件数)

*年間延べ件数 (単位: 件)

種類	件数		予防給付			介護給付						合計	
	件数	計	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		計
居宅 (介護予防) サービス	4,162	9,182	4,162	5,020	9,182	0	13,120	10,272	4,940	3,555	2,145	34,032	43,214
訪問サービス	103	341	103	238	341		1,586	1,169	853	790	726	5,124	5,465
訪問介護	0	0	0	0	0		920	586	252	169	146	2,073	2,073
訪問入浴介護	0	0	0	0	0		0	13	13	43	47	116	116
訪問看護	38	139	38	101	139		293	234	146	184	217	1,074	1,213
訪問リハビリテーション	12	38	12	26	38		84	66	87	56	61	354	392
居宅療養管理指導	53	164	53	111	164		289	270	355	338	255	1,507	1,671
通所サービス	332	631	332	299	631		3,258	2,202	839	466	237	7,002	7,633
通所介護	0	0	0	0	0		2,614	1,742	680	382	178	5,596	5,596
通所リハビリテーション	332	631	332	299	631		644	460	159	84	59	1,406	2,037
短期入所サービス	43	127	43	84	127		599	798	585	347	138	2,467	2,594
短期入所生活介護	37	118	37	81	118		452	674	500	305	101	2,070	2,188
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	6	9	6	3	9		109	123	74	42	37	385	394
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	0	0	0	0	0		0	1	11	0	0	12	12
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス	1,713	3,861	1,713	2,148	3,861		2,520	2,600	1,147	890	488	7,645	11,506
福祉用具貸与	1,642	3,716	1,642	2,074	3,716		2,407	2,529	1,102	855	468	7,361	11,077
福祉用具購入費	24	60	24	36	60		56	33	24	22	13	148	208
住宅改修費	47	85	47	38	85		57	38	21	13	7	136	221
特定施設入居者生活介護	31	46	31	15	46		386	211	157	159	53	966	1,012
介護予防支援・居宅介護支援	1,940	4,176	1,940	2,236	4,176		4,771	3,292	1,359	903	503	10,828	15,004
地域密着型 (介護予防) サービス	49	199	49	150	199		1,507	1,214	850	479	150	4,200	4,399
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0		0	9	0	0	0	9	9
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0		584	384	198	101	48	1,315	1,315
認知症対応型通所介護	0	1	0	1	1		240	217	102	106	29	694	695
小規模多機能型居宅介護	49	198	49	149	198		363	315	223	119	24	1,044	1,242
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0		308	289	327	153	47	1,124	1,124
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	0	0	0	0	0		12	0	0	0	2	14	14
施設サービス	1	1	1	0	1		525	645	1,600	2,423	2,534	7,727	7,728
介護老人福祉施設	1	1	1	0	1		107	124	1,125	1,746	2,017	5,119	5,120
介護老人保健施設	0	0	0	0	0		394	509	433	645	409	2,390	2,390
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0		0	0	0	0	9	9	9
介護医療院	0	0	0	0	0		24	12	42	32	99	209	209
総計	4,212	9,382	4,212	5,170	9,382	0	15,152	12,131	7,390	6,457	4,829	45,959	55,341

新見市地域包括支援センター運営協議会要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における地域包括支援センター(以下「センター」という。)の行う各種事業の円滑な運営を図るとともに、地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するため、新見市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、センターの運営等に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 当該年度の事業計画等センターの運営に関すること。
- (2) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発に関すること。
- (3) その他地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項

2 運営協議会は、介護保険法の規定による地域密着型介護サービスの運営等に関し、次に掲げる事項を所掌する

- (1) 地域密着型介護又は地域密着型介護予防のサービス費の額に関すること。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。

3 前2項に掲げるもののほか、センターの運営並びに地域密着型介護サービスの運営等に関し、運営協議会が必要と判断した事項を所掌する。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者
- (2) 医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等の地域における保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者
- (4) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた場合には委員の職を失うものとする。

(報酬)

第5条 委員の報酬及び委員弁償の額は、新見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第45号)の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の中から互選により選任する。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 会議において、委員の所属する法人等に利害関係のある事項に関する協議を行う場合は、会議の決定により当該委員に一時退席を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条第4項により運営協議会に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報等を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は福祉部介護保険課が処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、運営協議会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 この告示は、平成22年4月1日から適用する。

新見市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要領

(設置及び目的)

第1条 本市が設置する新見市認知症初期集中支援チーム（以下「チーム」という。）の支援方針及び支援状況について検討し、関係機関などと一体的に事業を推進していくため、医療・保健・福祉の関係者等で構成する新見市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) チームの活動方針及び活動状況
- (2) チームの普及啓発
- (3) 関係機関とのネットワーク構築
- (4) その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、新見市地域包括支援センター運営協議会要綱（平成18年新見市告示第38号）第3条によって委嘱された委員で組織する。

2 検討委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し組織を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代理する。

(報酬)

第4条 委員の報酬及び費用弁償の額は、予算の範囲内で支給するものとする。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び前条の規定により検討委員会に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報等を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月29日告示第147号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。